

◆◆◆ 許可証再交付申請について ◆◆◆

- ◎ 許可証を破り、よごし又は失ったときには、再交付申請を行うことができます。（医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（以下「法」という。）施行令第2条の4、第46条
- ◎ 申請手数料：2,900 円（現金または窓口支払い時にキャッシュレス決済（クレジットカード・電子マネー）が利用可能）。（QRコード決済は今後利用開始予定）
※ 業態ごとに手数料が必要です。
- ◎ 提出部数：1 部（写しを取って、控えを保管してください。）
- ◎ 申請先：枚方市保健所 保健医療課 薬事担当
〒573-1197 枚方市禁野本町 2-13-13
（令和7年7月7日に上記所在地へ移転しました）
電話(072)-807-7623

【提出書類】

- ① 許可証再交付申請書
- ② 汚損等の場合はその汚損した許可証原本（紛失した場合は紛失理由書）

許可証再交付申請書 記載時の留意点

- ① 許可番号および年月日
 - 許可証の再交付を行う業態（薬局、薬局製剤製造業、薬局製剤製造販売業、店舗販売業、高度管理医療機器等販売業・貸与業）を○で囲み、許可証に記載されている許可番号および許可年月日（許可開始年月日）を記載してください。
- ② 薬局、主たる機能を有する事務所、製造所、営業所又は店舗の名称、所在地
 - 許可証に記載されている薬局（店舗、営業所）の名称、所在地を記載してください。
- ③ 再交付申請の理由
 - 再交付の理由を記載してください。（紛失、破損等）
- ④ 提出年月日
 - 申請書の提出日を記載してください。
- ⑤ 申請者の住所、氏名
 - 個人の場合は現住所、法人の場合には登記された本社の所在地を記載してください。
 - 個人の場合は、個人名を記載し、法人の場合は登記された商号および代表取締役名を記載してください。